

ヨーロッパ決済同盟（EPU）とポンド交換性回復（1）

—1950年代の現実とポンド政策—

金井雄一

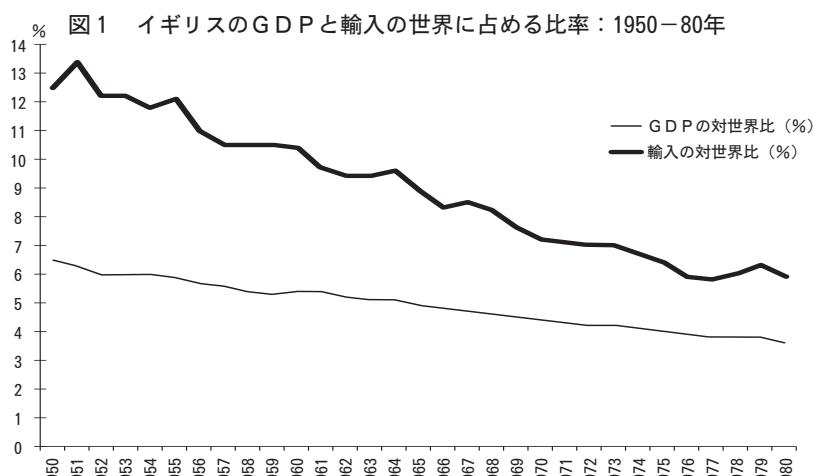
It has been said that Sterling had gradually declined after the WW II. As UK's economy was then losing its high position in the world, people tended to take it natural, but we should not understand that Sterling just fell from the international currency. Things were more complicated. The City (London international financial center) has revived despite the fall of Sterling, for example. If we simply take Sterling's postwar history as the process of downfall, we will have to miss the important meanings of the fact mentioned above. We need to grasp the entire process, and therefore pay close attention to the restoration phase of Sterling. From such a point of view, this paper examines the relations between the Sterling policy and the establishment of European Payments Union (1950) as well as the Sterling's return to convertibility (1958), and confirms that the convertibility was indispensable to Sterling's restoration but also brought crises to Sterling.

I はじめに

- II EPU設立とポンド政策……以上 本号
- III EPU下のポンド…………以下 次号
- IV ポンド交換性回復とポンド政策
- V まとめ

I. はじめに

ポンドは第二次大戦後、国際通貨としての地位を徐々に低下させていったと言われてきた。また、それは、特に理由を問う必要もない、言わば当然の現象と思われがちでもあった。世界におけるイギリス経済の地位が低下しつつあったからである。たとえば、図1が



(出典) GDPの対世界比は、Maddison, Augus, *Historical Statistics of the World Economy: 1-2008 AD* から算出。輸入の対世界比は、IMF, *International Financial Statistics* 各号から算出。

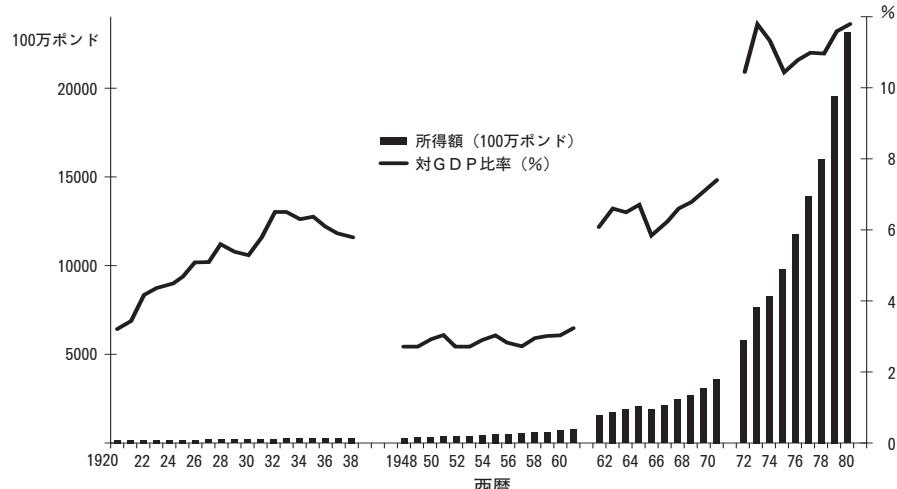
示すように、世界のGDPに占めるイギリスGDPの比率、および世界の輸入総額に占めるイギリス輸入額の比率は、ともに下がり続けていた。

しかし、第二次大戦後におけるポンドの衰退を当然のこととして片付けることには、実は大きな問題がある。まず注目すべきは、ポンドは確かに衰退するものの、ロンドン国際金融市场すなわちシティはポンドと共に凋落し続けなかったという事実である。図2が示すように、1950年代のイギリス金融部門の所得は絶対額でこそ同国GDPの増加とともに僅かの伸びを見せているが、GDPに占める比率においては戦前よりもかなり小さくなっている。30年代前半においては5～6%だったのに、戦後は約3%である。この頃には多くの人々が、イギリスが大帝国でなくなるとともにシティもこうして衰退していくのだと感じていたのではないだろうか。しかし、シティの活動は50年代末から拡大し始める。同

じく図2から分かるように、イギリスの金融部門所得は60年代半ばから目覚ましく増加し、70年代にはGDPの10%を超えるに到る。ポンドは衰退したが、シティは復活したのである。ちなみに、21世紀に入った今日においても、ロンドンは世界有数の国際金融センターとしての地位を保っている。

そこで本稿がまず提起せねばならないのは、第二次大戦後のポンド史を単なる衰退過程として理解してしまうと、いま述べたような現実とそこに潜む意味を見過ごしてしまうのではないか、という点である。我々は、戦後のポンドを一方的に転落の道を辿ったものと見なすべきではない。実際、ポンドは、戦後においても世界経済にとって決して小さくはない存在であったし、ある程度の復権さえ見られる時もあった。もちろんそこには、イギリス当局によるポンドの復権を図る政策だけでなく、逆説的ながらポンドの弱さ——たとえばポンド残高の封鎖や為替管理の実施——が

図2 イギリス金融部門の所得額およびGDPに占める比率：1920～80年



（出典） Mitchell, B. R. [1988] *British Historical Statistics*, Cambridge, pp.823-825より作成。

（注）1. 1939年から47年まで図が示されていないのは、値がないため。

2. 1961年と62年の間、ならびに71年と72年の間で図が途切れるのは、ここで測定基準の調整、参入項目の追加等が行なわれたため。したがって、61年以前、62～71年、72年以後、の各期間内においては数値を比較することが出来るが、各期間をまたぐ場合には、そのまま数値を比較することはできない。

ヨーロッパ決済同盟（EPU）とポンド交換性回復（1）

その命を延ばした面もあるのは否定できない。しかし、ともかくポンドは、大戦が終了してからも長く国際的役割を果たし続けたのである。我々は、単なる衰退には解消できない側面をも掘り起こし、戦後のポンドの歩みを全体的に明らかにする必要があると思われる。

さて、以上のような視点から見ると、1949年のポンド切下げについても、それを転落街道の一里塚としてのみ位置づける訳にはいかない要因が直ちに浮かび上がってくる。実は、この切下げを巡っては実施に至るまでに外国政府や国際機関と様々な協議が行なわれており、また、周知のように多くの国々が追随した。すなわちこの切下げは、ポンドが国際決済において依然として大きな役割を果たしていたことを赤裸々にする事態でもあったのである^{①)}。それゆえ、たとえば当時の日本の実務界からも、次のような指摘がなされている。「ポンド切下げの波紋というものがこのように旬日を出でずして、忽ち非ドル圏の大部分を蔽う全般的為替調整にまで発展したということは、（中略）戦後の世界経済においてポンド貨が依然、隠然たる実力を保有している事實を間接的に実証したともいえる」^{②)}。

このようにポンドは当時の世界経済において大きな存在であったのだが、ではイギリスの政策においてはどのように位置づけられていたのだろうか。第二次大戦後のポンドの歩みを全体的に把握するためには、イギリス当局の政策を考察に導入することも不可欠であろう。全体像に迫ろうとするなら、過ぎ去った結果を表面的に確認するだけでなく、その結果は政策と現実とがどのように絡み合って生まれたのかを考察することが必要だからである。本稿は、以上のような考え方に基づいて、ヨーロッパ決済同盟（European

Payments Union 以下EPUと略記）が設立され、西ヨーロッパの主要通貨が交換性を回復してゆく時期を対象として、現実とポンド政策の相互連関を検討し、戦後ポンド史の全体像構築への一助にしようとするものである。

言うまでもないが、EPUや通貨交換性回復が主要な論点となる時期の西ヨーロッパ戦後金融史については、既に様々な視点から研究が蓄積されている。そこで、初めに、従来の研究を本稿にとって必要な限りで振り返っておきたい。

まず、これまでの研究のほとんどが指摘していることの一つに、1947年頃にアメリカの政策が、ブレトン・ウッズ協定を基礎として世界経済を復興させようとする方針から、少なくとも短期的には、地域的アプローチを許容する方針へ変化したという点がある^{③)}。確かにアメリカは政策を変えており、それは大きな意味をもったと言ってよいだろう。そのゆえにイギリスは、他のヨーロッパ諸国と共にマーシャル援助を受けることになったし、さらにはスターリング地域の存続、言い換えれば対ドル圏差別となる為替管理さえも容認されることになったのである。もっとも、アメリカの政策転換の内容、時期、理由、また転換の意義等々については、必ずしも統一的見解が確立されているわけではない^{④)}。それゆえ本稿においては、基本的にはアメリカの政策転換を重視する見解を受け継ぎつつも、この見解中の個別論点については必要に応じて検討していく。

従来の研究の多くが指摘しているもう一つの点として、イギリスが国際通貨としてのポンドの復権を企図していたということがある^{⑤)}。この点も、もちろんそのとおりであろ

う。ただし、ポンドの国際的役割に関する政策には他の諸々の問題が絡み合うので、ポンドの地位を維持しようとする政策は、常に同じものであるわけにはいかない。それゆえ本稿においては、イギリス当局が常にポンド復権志向を抱いていたことを前提としつつも、その内実を各局面に即してより具体的に明らかにすることを試みたいと思う。

以上の2点と異なり、先行研究において見解がかなり分かれている論点もある。それらの内で特に取り上げておかねばならないのは、EPUとポンド交換性回復との関連についてである。周知のように、EPUを巡っては、それを交換性回復への過渡的機構として捉える伝統的見解がある⁶⁾。EPUはヨーロッパ経済協力機構（Organization for European Economic Cooperation 以下OEECと略記）に属する18ヶ国⁷⁾の加盟による域内決済機構として1950年に設立され、58年12月における西ヨーロッパ主要通貨の交換性回復実現とともに清算されるものであるから、この認識は極めて自然な無理のないものと言えよう。また、この系譜の研究は、EPUの仕組みを具体的に解明している点で大いに参考になるものである。しかし、ともすれば、EPUと交換性回復政策との対立面を軽視し、結果として交換性回復にとってのEPUの意義を曖昧にしている傾向があることも否めない。この点は本論において検討したいと思う。

他方、EPUを交換性回復とほとんど無関係なものとして理解する系譜もある。それは主に、第二次大戦後におけるイギリスのポンド政策に着目し、ポンドの国際通貨としての機能や交換性回復等について考察するものである⁸⁾。これらの研究は、ポンド政策およびポンドに関する実態を詳細に論じており、本

稿も依拠する点が少なくない。しかし、1950年代の通貨問題を論じておりながらEPUには言及さえしないという例もある⁹⁾ことから分かるように、EPUの位置づけが必ずしも十分とは言えない。もちろん、本稿も後に論じるように、イギリスの交換性回復政策がEPUを無視するかのように進められたことは確かであるが、かといって、EPUはポンドを含む西ヨーロッパ主要通貨の交換性回復実現に何の意味も持たなかったと理解してよいのだろうか。この点は検討の必要があるようと思われる。

なお、以上に挙げた研究よりも更に幅広い視点から、戦後ヨーロッパにおける各国の復興や統合問題を取り扱う数多くの研究がある¹⁰⁾。当然ながらそれらの中にもEPUやヨーロッパ諸通貨の交換性回復に言及するものがあり、本稿にとって大いに参考になるが、この系譜には個別論点との関わりにおいて必要に応じて触れていくことにしたい。

本稿では、以下、まずIIにおいて、ヨーロッパ域内決済円滑化の先行的試みを踏まえてEPU設立過程をイギリスとの関連を中心に確認し、EPUの基本的仕組みを整理する。次いでIIIにおいて、EPUがイギリスの決済や貿易を実際にどのように変えていったのかを確認し、EPUの下でのポンドの地位を明らかにする。そしてIVにおいては、EPUとの関係にも注意を払いつつ、ポンドの交換性回復過程を検討する。最後にVにおいて、EPU設立や交換性回復実現など1950年代の現実とポンド政策との相互連関を考察することにしたい。

II. E P U設立とポンド政策

1. ヨーロッパ域内決済円滑化の先行的試み

ヨーロッパ域内の貿易決済を少しでも円滑化しようとする試みは、早くも戦時中から始まっていた。たとえば、イギリスとベルギーの間で1944年10月に二国間支払い協定が結ばれている。そして同種の協定は次々と取り結ばれ、第二次大戦直後のヨーロッパに普及した。ただし、このような二国間支払い協定とは、基本的には、双方の中央銀行に口座を開設し合い、スイング（信用供与限度）を設定してその枠までは双方の通貨のみで決済する、すなわち金・ドルによる決済を要求しない、というものである。したがって、貿易決済通貨の入手が困難な場合にスイング限度までの不均衡を許容しつつ両当事国間の貿易を進める仕組みではあるが、それ以上に貿易を拡大してゆく便宜を提供しうるものではない¹¹⁾。黒字国は、黒字によって得た相手国通貨を他の支払いに使える訳ではない。それゆえ、多角的清算が求められるようになるのである。

ヨーロッパにおける多角的清算の試みとしては、まず1947年11月に締結された「多角的通貨相殺協定（Agreement on Multilateral Monetary Compensation）」がある¹²⁾。もっとも、この制度は貧弱な結果しかもたらさなかった¹³⁾。各国の中央銀行が自国の二国間取扱を管理機関である国際決済銀行（the Bank for International Settlement 以下 B I Sと略記）に毎月報告することになっていたので、そのことが「のちのE P UとB I Sの関係を築く出発点となった」¹⁴⁾という意義はあったのだが、多角的清算のための機構としてはあまり効果を上げることはできなかつたのである。

したがって、ヨーロッパ域内貿易の復活を進めていくための更なる方策が必要だったのであるが、それはO E E Cを中心に議論された。上述の「多角的通貨相殺協定」が締結される数か月前の1947年7月に、マーシャル援助を受け入れるためのヨーロッパ経済協力委員会（Committee of European Economic Co-operation 以下 C E E Cと略記）が設けられていたのであるが、そのC E E Cが48年4月に改組されて、この時点ではO E E Cになっていたのである。

もちろん、このヨーロッパ域内決済問題に関してはI M FやB I Sも関与した。たとえば、I M F専務理事のギュット（C. Gutt）は、イギランド銀行総裁に宛てた48年6月4日付けの書簡で「ヨーロッパの決済を多角化する問題に関するI M Fの見解を示すために」として、大略以下の点が記された「I M Fが本日採択した決定」を添付している。I M Fは、①ヨーロッパの決済を多角化する取決めを希望する、②多角的決済に使用するための信用供与枠の適度な引上げが合意されるのを希望する、③信用供与枠の増加は債権国によって融通されることを希望する¹⁵⁾。他方、B I S金融経済局（Monetary and Economic Department）のコナリー（F. G. Conolly）も、同年6月29日にイギランド銀行のグラフティ=スミス（A. P. Grafftey-Smith）に書簡を送り、ヨーロッパ域内決済の逼迫を緩和するためにヨーロッパ復興計画（European Recovery Programme 以下 E R Pと略記）の資金すなわちマーシャル援助を使用する提案を同封して、この案はアメリカやヨーロッパ主要諸国の賛成を得ており、イギリスの支持を得れば早期にまとまるとの見通しを記している¹⁶⁾。

このように、ヨーロッパ域内決済のための新しい仕組み作りを巡っては関係者がそれぞれの立場から意見を出しあったのであるが、パリのO E E C本部においては、ヨーロッパ域内決済委員会（Intra-European Payments Committee）が1948年7月8日、9日と開催された。委員会草案の検討には、オーストリア、ベルギー、フランス、イタリア、オランダ、イギリス等々からの委員と並んで、B I Sからはコナリー、I M Fからはトリフィン（R. Triffin）が出席している¹⁷⁾。O E E Cの加盟国ではどこでも検討された筈

表1 イギリス・トルコ間の引出権協定

AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE UNITED KINGDOM AND THE GOVERNMENT OF TURKISH REPUBLIC TO ESTABLISH DRAWING RIGHTS IN FAVOUR OF TURKEY FOR THE PURPOSE OF THE EUROPEAN PAYMENTS AGREEMENT OF 16TH OCTOBER, 1948

Ankara, 25th January, 1949

The Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Government of the Turkish Republic have agreed as follows:—

ARTICLE 1

(a) Subject to approval by the Organisation for European Economic Co-operation (hereinafter referred to as the Organisation), the Government of the United Kingdom shall establish in favour of the Government of the Turkish Republic drawing rights for the purpose of the Agreement for Intra-European Payments and Compensations signed on 16th October, 1948 (hereinafter referred to as the European Payments Agreement), equivalent to eight million United States dollars.

(b) This amount of drawing rights shall be made available by the Government of the United Kingdom in accordance with the provisions of the European Payments Agreement as if the amount mentioned in paragraph (a) of this Article were set out in drawing rights established by the United Kingdom in favour of Turkey in Table 3 of Annex C to the European Payments Agreement.

ARTICLE 2

(a) The present Agreement shall be ratified.

(b) The instruments of ratification shall be deposited with the Secretary-General of the Organisation.

(c) The present agreement shall come into force upon deposit of instruments ratification by the signatories.

In witness whereof the undersigned, being duly authorised to that effect, have signed the present Agreement and have affixed thereto their seals.

Done in duplicate in Ankara this Twenty-fifth day of January, 1949, in the English and Turkish languages. Both texts shall be considered to be equally authentic for all purposes.

（出典）The National Archives（以下TNAと略記）：T 232/132 Intra-European Trade and Payments.

（注）両国の署名者が記されている最も下の部分は省略されている。

であるが、イギリスでは48年7月23日に大蔵省において、同省の¹⁸⁾リッキット（D. H. F. Rickett）を議長として、同省、外務省、イングランド銀行、内閣から計10名が参加する「ヨーロッパ域内決済（Intra-European Payments）」を主題とする会合が開催され、O E E Cの決済委員会の報告書草案が検討された。そして、この会議では、現在の草案に残っている曖昧さを考慮すると未だ受け入れを約束すべきではないと慎重な態度を示しつつも、政府に対して「さらなる議論の基礎として、この計画案を受け入れるべきである」と勧めることが合意されている¹⁹⁾。

こうした討議の結果、1948年10月16日に「ヨーロッパ域内決済および相殺協定（The Agreement for Intra-European Payments and Compensations）」（第一次）という、O E E C全加盟国が参加する新たな多角的支払い協定が結ばれることになったのである。この協定において注目されるのは引出権制度、つまり二国間で出超となる国が入超国に自国通貨の引出権を付与し、その代わりにそれに対応してマーシャル援助からドルを受け取る、という仕組みが設けられた点である²⁰⁾。それに伴って引出権の設定に関する協定が結ばれることになるが、表1として掲げてあるものはその一例である。この例の場合には、文面から分かるように、「連合王国政府は、O E E Cの承認を条件として、ヨーロッパ域内決済および相殺協定の目的のために、トルコ共和国政府

を受取人として800万米ドルに相当する引出権を設定する」という取決めになっている。このような引出権の付与が広められていったわけである。しかし、このような工夫を追加されはしても、やはり清算量はそれほど増加しなかった²¹⁾。

そこで、「ヨーロッパ域内決済および相殺協定」（第一次）の限界を克服するため、またしても議論が続けられることになった。その過程で、IMFも新たな提案をする。それは、1949年3月8日付けのIMF文書によると、黒字国はその引出権を二国間に限定することなく全ての赤字国が利用できるようにする、すなわち赤字国は二国間に限定されることなく全ての黒字国への支払いに使用できる引出権を受け取る、という案だった²²⁾。すなわち、引出権を多角化しようとする構想である。このような提案に対しては、イギリスはドル交換性との関連で警戒した。内閣の「ヨーロッパ経済協力委員会（European Economic Co-operation Committee）」の下に設けられた「ヨーロッパ域内の貿易および決済に関する小委員会（Sub-Committee on Intra-European Trade and Payments）」が49年5月17日付けで提出した報告書においては、以下のことが述べられている。「引出権をドルに交換可能（convertible）にしようという試み」は明らかに危険であり、同じ効果は「引出権を全てのヨーロッパ通貨に自由に振替可能（transferable）にする」ことよりもたらされる。引出権は振替可能にされるけれどもドルに交換可能とはしない、というなら良い²³⁾。

他方で、イギリスには、ポンドの地位維持・復権という観点からこの計画を進めようとする動きもあった。イングランド銀行のグラフ

ティ=スミスからリッキト宛てられた1949年5月20日付けの書簡には、それを窺わせる以下のような記述がある。グラフティ=スミスは、「我々は、今朝の『貿易および決済委員会（Trade and Payments Committee）』において、ヨーロッパ内のスターリングの振替性（transferability）に関する蔵相用の草稿の中に一文を含めることは価値があるだろうと一致しました」と改めて確認した後に、その個所に概ね以下のような内容を追加することを提案するのである。すなわち、我々はその計画が多いに役立つという意見に賛成すべきである。OEEC諸国による他の加盟国へのポンド振替の見積額は1948年には合計5600万ポンドである。その計画がないとすると、相殺額とポンド利用は大きく収縮するだろう²⁴⁾。

結局イギリスは、ポンド使用拡大を求める立場から、この計画案に賛同してゆく。当然ながらイギリス以外の国々でもこの新しい計画について議論が行われたであろうが、ともかく、多角的引出権（multilateral drawing rights）を導入した「ヨーロッパ域内決済および相殺協定」（第二次）は、OEEC理事会で1949年7月に合意され、9月に正式調印される。最終的に合意された多角的引出権は、引出権の25%を多角化する、つまり引出権の25%を第三国へ振替可能にする、という仕組みだった。引出権多角化の効果か否かは断定できないが、この協定の下では前二者の協定下に比べて相殺総額が若干増加したと言われている。しかし、これは、多角的相殺を行なってもその後に二国間債権債務が残る仕組みであった。要するに「システムは基本的に二国主義的なままだった」²⁵⁾のである。

2. E P U設立交渉

上述の経緯が、本格的な多角的清算機構の必要性を痛感させたことは言うまでもない。E P U 設立交渉は、こうして始められたのである。ただし、その過程は非常に複雑なので、本稿においては交渉の全体を詳細に辿ることは控え、イギリスとの関わりを中心に本稿の考察にとって必要な点のみを確認していくこととする²⁶⁾。

E P Uとして実現してゆく機構を具体的に検討し始めたのは、マーシャル援助のアメリカ側実施機関である経済協力局（Economic Cooperation Administration 以下E C Aと略記）だった。E C Aは、I M Fが期待された機能を果たしていないので、それとは別の貿易決済機構を創設しようとしたのである。そして、その具体案の提起へと進むために、1949年10月31日のO E E C理事会・閣僚級会合におけるホフマン（P. G. Hoffman）長官の演説を通して、西ヨーロッパの経済統合が必要であることを強調した。すなわち、ホフマンは、現状を開拓するには「単一のヨーロッパ市場」の形成しかないと述べて、財政・金融政策の協調、為替相場の調整、準備流出を防ぐための通商政策上の協調等々を各国に強く要請したのである²⁷⁾。

言うまでもなくO E E C加盟国はホフマン演説を無視することはできなかったが、イギリスも素早い対応を見せた。まず演説の翌日すなわち11月1日に、パリにいるO E E C駐在イギリス代表団が外務省宛てに演説に対する報道機関の反応を電報で報告している。それには、最初に次のような全般的コメントが記されていた。「パリの報道機関は、月曜日に行なわれた重要な演説においてホフマン氏が『脅迫よりも説得を選んだ』ことに驚きと

満足を表明している。しかし、新聞は、西ヨーロッパの経済統合を求めるホフマン氏の要請の緊急性を見くびってはおらず、多くの論説が今朝はこの差し迫った問題を扱っている²⁸⁾。そして、その後には、「極右派」「稳健派」の新聞、「社会主義および共産主義報道機関」などに分けて、詳しい報告が続けられている。

次いで11月2日には、コモンウェルス関係省（Commonwealth Relations Office）から、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、インド、パキスタン、セイロン、南ローデシアのコモンウェルス諸国8政府およびアイルランド駐在イギリス代表部に、ホフマン演説の要約が暗号電報で送られている²⁹⁾。ホフマン演説がイギリスにとって重大なものだっただけでなく、コモンウェルス諸国にとっても影響が大きいものであると判断されていたことが分かるだろう。

さらに11月3日には、2日の電報と同じ宛先にやはり暗号で、O E E C理事会で1日に行なわれた大蔵大臣の演説原稿も送付されている。本国政府がコモンウェルス諸国に送付した演説原稿によると、クリスピ（Stafford Cripps）蔵相は、まず外交辞令的にホフマン演説への感謝と共感を示したうえで、以下のように述べた。「我々は、世界で最大の多角的貿易地域——我々はその地域にとっての銀行として活動しているが——のセンターとして、・・・ホフマン氏が考慮しているような多角的交換（multilateral exchanges）から生ずる利点を十分に理解している。我々が繰り返し述べてきたように、我々の目的は、交換性のある通貨で多角的貿易の世界的なシステムを回復することである。・・・我々は当初から明らかにしてきたが、我々の課題は、

ヨーロッパ決済同盟（EPU）とポンド交換性回復（1）

コモンウェルス（Commonwealth）ならびにスターリング地域の最も重要な構成員として、我々の責任と利害をヨーロッパ統合の発展の支援に結び付けるのを試みることだった。これは容易な課題ではない。なぜなら、・・・コモンウェルスならびにスターリング地域との我々の関係は、限定されたものではなく、・・・北アメリカにも、・・・アジア、アフリカおよびオーストラレシアにも広まっているからである。・・・それゆえ、我々の立場は、私が述べたこれら他の責任の完全な遂行を害することになるような方式においては、我々は我々の経済をヨーロッパのそれに『統合』することはできない、というものである。」³⁰⁾

イギリスは、ホフマン演説に対して以上のような意見を示し、それを直ちにコモンウェルス諸国に送ったのである。また、翌11月4日には、外務省から、アルファベット順のリストではアディス・アベバから始まる計88カ所のイギリス大使館や国際機関駐在イギリス代表団に向けて、「ヨーロッパ経済統合（European Economic Unity）」と題する秘密電報が送られる。それは、「報道から知るであろうが、西ヨーロッパの経済統合に関する重要な声明が・・・OEEC理事会においてポール・ホフマン氏および我が大蔵大臣から出された」と述べて、その背景を大略以下のように説明するものである。ERPすなわちいわゆるマーシャル援助の最後の支出に関するアメリカ議会における議論においては、ヨーロッパの経済統合に向けての前進が重視され、「ヨーロッパの単一化促進（“encourage the unification of Europe”）」がアメリカ政府の政策になった。現在行なわれているOEECの会期中にも提案がなされるだろう。我々の見解は、アメリカとコモンウェル

ス諸政府に内密に伝えてある。我々の政策の目的は、列強としての、コモンウェルスの構成員としての、そしてヨーロッパの共同体（European community）の構成員としての、我々の立場を調和させることでなければならない。したがって、我々は、我々のより幅広い責任を果たすための我々の能力を害するかも知れない計画の中に入ることができなかつた。11月1日の蔵相の演説は、我々がヨーロッパから手を引くことを示しているものとして受け取られる可能性があるが、その場合は、それは真実ではないと強調すべきである³¹⁾。

イギリスは、ホフマン演説の時点では以上にみたような構えをとっていたのであるが、ECAは具体案を出して前進を図る。1949年12月10日にヨーロッパ域内決済に関するECAの案すなわち「ヨーロッパ域内清算同盟（Intra-European Clearing Union）」案がOEECの会議において示され、議論が始まっていくのである³²⁾。ECA案は簡単に言うなら、OEEC諸国通貨の振替性実現ならばに輸入数量制限の緩和のために、マーシャル援助資金も利用して清算同盟を創り、加盟国の黒字・赤字を同盟に集中して相殺する、また債務累積への歯止めとして貿易実績に基づいて決められる割当額を超える対同盟債務残高については金・ドルでの決済を課す、というものである。このECA案に対しては、IMF路線が否定されるのを懸念したアメリカの財務省、国務省などから異論が出されたが、NACにおける議論によってECAの案は消極的ながらも承認され、50年になるとECAは西欧諸国と本格的交渉に入っていくことになる³³⁾。もちろんOEEC内部においても独自の案が準備されたりする動きはあったが³⁴⁾、議論はECA案を中心に行なわれてい

くと言ってもよいだろう。

もっとも、O E E C諸国にも各々の事情があり、最終的にE P Uとして決済同盟が設立されるまでの道は平坦ではなかった。たとえば、決済同盟内で黒字になると予想されていたベルギーは、債権国側に多額の信用を供与されることには反対し、債務残高の金・ドル決済を主張した。しかし、E P U設立交渉における大問題は、イギリスあるいはポンドの処遇を巡るものであった。既に述べたように、この当時、ポンドの存在は依然として大きかったからである。「1948年には総額50億ポンドの国際貿易がスターリングで行なわれたと見積もられている。これは、その年における世界の商品（visible）貿易総額の36%に相当する。貿易外（invisible）取引の決済においては、スターリングはおそらく総額の50%以上を占めた。」³⁵⁾

念のために指摘しておけば、ポンド建て取引が上述のように高い比率を占めることについては、二国間支払い協定の影響を考慮すべきであろう。この点も既に述べたが、第二次大戦終了直後には貿易決済の多くが二国間協定によって行なわれていた。しかもスターリング地域の場合は、イギリスが同地域を全て一括して域外諸国と協定を結び、使用通貨をポンドに定めることが多かった。したがって、ポンド使用の比率が高くなっていたのである。³⁶⁾

いずれにしても、ヨーロッパで決済同盟が創られると欧州諸国との二国間協定は廃止され、ポンドの国際的機能は縮小することが予想される。あるいはまた、各国が保有ポンド残高を同盟に入れうるような決済同盟が成立すると、対同盟債務の増加によってイギリスは金・ドル決済を求められ、準備減少に見舞

われるという可能性がないとは言えない。このような危惧があるため、上にみた、「コモンウェルスならびにスターリング地域」に対する責任というような次元の問題は別にして、イギリスは決済同盟に簡単には賛成できないのである。

こうして—割当額の大小や金・ドル決済の割合に関してなど他にも各国間の対立は少なくなかったのであるが—ポンドの取り扱いが大きな問題になってきて、1950年1月末にO E E Cでの議論は行詰まってしまうことになる。この時点のイギリスにおいては、イングランド銀行もポンドの地位の維持・復権を基本方針していた。たとえば、総裁顧問のトムプソン・マコースラント（Lucius Perronet Thompson-McCausland）³⁷⁾による1月20日付けの「スターリング政策」という文書は、「国際通貨としてのスターリングの有用性は増大されねばならない」³⁸⁾と述べている。クリップス蔵相も、「イギリス人抜きで事態は進展するかも知れないというE C Aの脅迫にもかかわらず」³⁹⁾、ポンドがその世界的役割と両立するような形でE P Uにおいて処遇されないならばイギリスは参加できない、という立場を明白にしていた。

その後も、イギリスからの提案に対して他の諸国が反対するなど、諸々の動きが続いたが、交渉の行詰りは打開されなかった。ただし、この計画はヨーロッパ域内貿易の拡大を大いに期待させるものであり、イギリスとしても完全に拒絶してしまうことはできなかった。またアメリカも、イギリスならびにスターリング地域をE P Uに参加させが必要であると考えていた⁴⁰⁾。それゆえ、O E E Cのヨーロッパ域内決済委員会議長であるアンシオ（H. Ansiaux）⁴¹⁾が、対同盟債権をボ

ヨーロッパ決済同盟（E P U）とポンド交換性回復（1）

ンドで保有しても良い、すなわち同盟の計算単位とポンドは同列とする、また保有ポンド残高で対同盟債務を支払えるという妥協案を提示した時、事態は前進し始めた。イギリスは当然にも、ポンド使用の拡大につながりそうな提案については歓迎しつつも、各国保有のポンド残高が対同盟債務の支払いに使えるとなると金・ドル準備流出が生じるのではないかとの懸念は示した。しかしそれに対しては、E C Aが、同盟参加国が保有しているポンド残高の交換性から生じる準備喪失に対して1億5千万ドルまで支援するという約束をイギリスに与えたのである⁴²⁾。

こうして、イギリス内閣は5月11日、イギリスのE P U加盟を提案する藏相の覚え書きを承認するに到った⁴³⁾。金・ドルでの決済比率に関しては最後まで対立が残っていたが、この点もE C Aの妥協案で決着した。同盟に対して債権を持つことになると予想される国すなわちベルギー、スイスなどは金・ドル決済部分を大きくすることを求めたので、E C Aは、金・ドル決済部分を増やしつつも、同盟が金・ドルで支払いを受ける部分と金・ドルで支払わねばならない部分が対応しない仕組みを提案したのである。たとえば、対同盟債務国は、設定される割当額の最初の20%までは金決済を求められず、次の20%については5分の1だけが金決済、次の20%については5分の2だけが金決済・・・としてゆく。他方、対同盟債権国は、割当額の最初の20%については金決済を受けず、次の20%については2分の1を金決済、その次の20%についても2分の1を金決済・・・としてゆく、という案である。この方式では、同盟は、最終的にはプラス・マイナス・ゼロになるとしても、途中段階では金で支払っても同額を金で受け

取ることはできないということになる。つまり、同盟自体に金・ドル準備が必要になってしまうわけだが、その準備にマーシャル援助の一部が貸し出されるようにしたのである⁴⁴⁾。

ようやくE P Uの設立が見えてきた頃、イングランド銀行のオブライアン（Leslie Kenneth O'Brien）⁴⁵⁾からトムプソン・マコースランドに宛てて、1950年6月22日付けの「E P U」という報告が提出されている⁴⁶⁾。「E P U計画の骨子がO E E Cの閣僚級会合で合意された」との書出しで始まるこの報告には、どんな形であれE P Uに関わっているイングランド銀行内の人々が、何がこれまでに合意されているか、どんな点が未解決のままになっているのかを、この段階で手短に知るべきであると考えたので作成したという趣旨が書かれ、また、ブリッジ（R. A. O. Bridge）⁴⁷⁾と、大蔵省においてプレイフェア（E. W. Playfair）の不在時にE P U問題を扱っているコップルスタン（E. R. Copleston）⁴⁸⁾にもコピーが送られる旨が記されている。報告は、O E E Cで合意された16項目を記した後、これから決定せねばならないことをO E E C内、E C Aと各国との間、E C Aとイギリスとの間、イングランド銀行と大蔵省との間、イングランド銀行内部の5つに分けて整理しているが、そこからは、細かい技術的な点も含めて今後生じそうな問題に備えようとしている実務担当者の意識と、E P Uがいよいよ動き始めるという緊張感が伝わってくる。

ともあれ、様々な対立点も何とか妥協に到った。O E E C理事会がE P U設立を承認したのは1950年7月7日である。正式な調印は9月19日に行われるが、実施は7月1日に遡ることになった。これまでの「ヨーロッパ域

内決済および相殺協定」（第二次）が6月30日に失効していたからである⁴⁹⁾。

3. EPUの基本的仕組み

ここではEPUの仕組みを、本稿の考察に必要な限りでまとめておく。EPUには、OEEC理事会の下に加盟国中から選ばれた7名とOEECからのオブザーバー1名からなる運営委員会（managing board）が設置されたが、実際の業務は「代理人」であるBISが行なった⁵⁰⁾。発足時に定められた有効期間は2年間だったが、1年間ずつの更新が重ねられて、最終的には1958年12月まで存続することになる。

ヨーロッパの域内決済を円滑化しようとして、EPUに先行して行なわれた諸々の試みの検討からも分かったように、EPUの目的は何よりもまず、二国間の債権債務を多角的に相殺し、さらに二国間で供与されあっていける信用も多角化し、「ヨーロッパの貿易の回復ピッチを上げる」⁵¹⁾ことだった。つまり、二国間支払い協定の限界を克服して、域内貿易を振興することだったのであるが、そのため組み立てられたのは大略以下のようなメカニズムである。

まず、諸々の通貨で表示される残高を多角的に決済するためには共通の単位と為替相場が必要になるので、各国は計算単位（accounting unit）に対する自国の為替平価をEPUに届けた。1計算単位は純金約0.8886グラムと定められていたが、これはドルと等価であり、計算単位に対する為替平価は言わば対ドル平価であった。

次いで決済であるが、EPUにおける決済は月末残高によって毎月1回行なわれる。決済から決済までの期間は二国間支払い協定に基づいて両国の中央銀行がお互いに必要な信

用を供与していく、各中央銀行は月末に相手国中央銀行の残高をEPU（実務的にはBIS）に報告する。そこで最初に行なわれるが、「相殺操作（offsetting operation）」と呼ばれる、各残高を相殺して債権債務純残高を確定する計算である。それによって各加盟国間の純債権あるいは純債務が確定すると、次にその二国間債権債務を総計し、ある国の他の加盟国全体に対する（したがってEPUに対する）余剰あるいは不足が確定される。これが「多角的相殺（multilateral compensation）」の段階である。これによって加盟国は、ある国に対する債務を別の国に対する債権によって相殺しうるので、二国間の貿易収支状況に基づいて差別的な制限をする必要がなくなり、さらに、支払いにおいてもEPUがなかった時に比べて少ない外貨で済むようになるのである。

操作の最後は、「多角的相殺」で確定した余剰あるいは不足を加盟国とEPUとの間で決済する「割当操作（quota operation）」である。この決済が全て金・ドルで行なわれるとしたら、EPUに債権を持つ国は金・ドル準備が増加して不満はないだろうが、対EPU債務国にとっては利点が薄れるだろう。他方、この決済が全て信用供与で処理されたら、債務国側は助かるが、債権国側にとってはやはり利点は薄れる。そこで、加盟国とEPUとの間の決済については、従来の取引実績に基づいて割当額（quota）というものが設定され（表2参照）、割当額を超える分については金・ドルで決済するとしたのである。また、割当額以内の分については、金・ドル決済と信用供与を組み合わせた決済をすることにした。信用供与が使われる比率まで、債務国はEPUから信用を供与されう

るし、債権国はEPUに信用を供与する、ということである。その比率は当初60%だったが、次第に引き下げられ、金・ドル決済の比率が上げられていった⁵²⁾。

表2 EPU発足時の割当額

加盟国	割当額（100万ドル）
アイスランド	15
イギリス	1060
イタリア	205
オーストリア	70
オランダ	330
ギリシャ	45
スイス	250
スウェーデン	260
デンマーク	195
ドイツ	320
トルコ	50
ノルウェー	200
フランス	520
ベルギー	360
ポルトガル	70

(出典) BIS年次報告

(注) EPUはヨーロッパ経済協力機構加盟国によって設立されたものなので当初18ヶ国が参加したが、1954年にトリエステがイタリアに併合されたので17ヶ国となる。17ヶ国のうちアイルランドとトルセンブルグは、それぞれスターリング地域とベルギー通貨地域に属していて独立の勘定を開設していないので、表2には15ヶ国しか載っていない。

EPUは以上のような仕組みをもつヨーロッパ域内決済のための機構として創設されたのだが、「アメリカが赤字に対してドルで資金供給していたということ、そしてイギリスがその仕組みの中にみずからと共にスターリング地域を持ち込んだということは、EPUは実質的に一つの世界的協定であることを意味した。」⁵³⁾ それでは、EPUは実際にどのように機能し、どのような意義を持つことになるのだろうか。節を改めて考察しよう。

(※以下次号)

注

- 1) 1949年ポンド切下げの準備・実施過程については、さしあたり金井 [2011] を参照。
- 2) 「ポンド平価切下の帰趨」、『東京銀行月報』第1卷第11号、1949年、6頁。(原文の旧字体は変更した。)
- 3) 「アメリカの政策の重点が、全世界的な規模での多角主義の追求から特定の地域内における多角主義の追求へ変化した」(Gardner [1969], p.304 村野・加瀬訳、506頁)。「それまでアメリカ側の国際通貨構想を支配していた『一挙安定』『多角・無差別』という原則論（多角的アプローチ）が後退し、経過的な例外措置を認めながら個々に通貨の交換性を回復するという構想が、この時期に力を得たのである」(矢後 [2010], 135頁)。なお、アメリカの政策転換に関しては、西倉が、1947年ポンド交換性回復の失敗がアメリカに世界的なドル不足の深刻さを認識させたことを指摘している。西倉 [1998], 37–38頁を参照。ストレンジは冷戦の影響も重視している。Cf. Strange [1971], p.62 (本山他訳、87頁)。
- 4) たとえば、キンドルバーガーは、マーシャル援助を国際通貨基金（以下IMFと略記）や世界銀行の復興計画とキー・カレンシー・アプローチとの妥協と捉えている。Cf. Kindleberger [1984], p.434. 他方、EPU設立もアメリカの政策転換の表れと捉える論著が多いが、その上で奥田 [1979], 宮崎 [2007] 等は、ポンドあるいはスターリング地域をIMF体制に包摂しようとする動きとしてEPUを捉えており、反IMFではなく完全な多角的決済制度の構築へ向かう準備だったことを指摘している。また、須藤 [1998] も、「EPUの創設はアメリカのグローバルな世界経済再建政策からの転換というよりも、むしろその枠組みのなかにあった」(347頁)ことを強調している。
- 5) 「第二次大戦中でもイギリスの政策の中心的関心事は、国際貿易・投資での金融面におけるスターリングの役割を保持し、それによってシティの収益力を維持する点にあったが、その関心は戦後さらに強まった。」(Cain and Hopkins [1993]

pp.265-266. 木畑・旦 訳, 182-183頁)。「イギリスは、早くから、貿易と決済の自由化によってポンドの役割をスターリング地域の外側に広げようとしていた。」(Shenk [1994], p.132.)「イギリスは、戦争の後にはスターリングの地位を何としても回復したいと思っていた。」(Capie [2010] p.143.)

6) 「EPUは…、二国間決済制から通貨交換性回復への過渡期における中間施設でもあった」(Kaplan and Schleiminger [1989], p.1)。「…ヨーロッパ決済同盟（EPU）は、通貨面での交換性回復への第一歩を示すものといえる」(内田 [1976] 92頁)。「EPUは…、通貨交換性の回復に向けての西ヨーロッパ諸国の協同行動でもあった」(西倉 [1998] 161頁)。「EPUは、欧州諸国の通貨の交換性を回復し、多角的決済を実現するための過渡的な機構」(星野 [2007] 227頁)。

7) EPUには当初OEEC18ヶ国が参加したが、1954年にトリエステがイタリアに併合されて、加盟国は17になる。

8) 「イギリスはポンドの交換性を回復する機会を捉えた。EPUは、その有用性を失った。」(Kindleberger [1984], p.442.) 以下も参照。Cottrell [1995], pp.124-130. 菅原歩 [2001], 44-45頁。

9) Cf. Cain and Hopkins [1993] (木畑・旦 訳); Cohen [1971]. ちなみに、金融史の書物ではないが Clarke [1996] (西沢保他訳) も、1951-52年に交換性回復政策として議論になる「ロボット（ROBOT）」まで取り上げていながら、EPUには一言も触れない。「ロボット」については本稿も後に論じる。

10) ここでは、さしあたり以下のものを挙げておく。Milward [1984]; Cairncross [1985]; Hogan [1987]. 廣田功 [1998]。

11) 二国間支払い協定については、さしあたり以下を参照。「EPUのメカニズム」,『東京銀行月報』第9巻第10号, 4頁。西倉 [1998], 149-150頁。菅原 [2001], 30頁。

12) 多角的協定の基本的仕組み、第1種（第1類）相殺=回路状（連鎖環）的相殺、第2種（第2類）

相殺=振替的相殺等々については、以下を参照。

Mikesell [1954] p.109-110. 西倉 [1998], 151-152頁。須藤 [1998], 320頁。須藤 [2008], 231頁。

13) Cf. Mikesell [1954] p.110.

14) 矢後 [2010], 132頁。

15) Cf. The National Archives (以下TNAと略記): T 236/817 European Reconstruction, Marshall Plan, London Committee, Working Party to consider Problems of Intra-European Trade and Finance.

16) Cf. Cf. TNA: T 236/818 European Reconstruction (Marshall Plan). London Committee. Working Party to consider Problems of Intra-European Trade and Finance. なお、コナリーとグラフティ=スマスの経験については次を参照。Fforde [1992], p.152 (Grafftey-Smith), p.178(Conolly).

17) Cf. TNA: T 236/818, ibid.

18) フォードによる経歴紹介では、この時点ではリックトは未だ大蔵省に勤務していないが (Cf. Fforde [1992], p.508), この会合の議事メモ冒頭にある出席者名簿では大蔵省所属のように記されている。

19) Cf. TNA: T 236/818, op.cit.

20) 西倉 [1998], 153-154頁, 矢後 [2010], 133頁, を参照。

21) Cf. Mikesell [1954], p.113.

22) Cf. TNA: T 232/132 Intra-European Trade and Payments.

23) Cf. TNA: T 232/211 Proposals for Liberalisation of Trade and Modification of Intra-European Payments Schenme.

24) Cf. ibid.

25) Mikesell [1954] p.116.

26) EPU設立交渉の詳細については以下を参照。 Kaplan and Schleiminger [1989], part one; Fforde [1992], pp.193-219. 奥田 [1979]。宮崎礼二 [2007], 195-197頁。また、国際通貨金融問題国家諮問会議 (National Advisory Council on International Monetary and Financial Problems 以下NACと略記) における議論な

ヨーロッパ決済同盟（EPU）とポンド交換性回復（1）

ど、EPU設立交渉過程におけるアメリカ政権内部の政策決定については、須藤 [1998]、須藤 [2008] 第6章、が詳しい。さらに、アメリカの政策に関しては、本稿と全く異なる主題に関する考察においてはあるが、矢後 [2012] がこの時期の動きについて「では… IMFと世銀、さらにはマーシャル・プラン援助やその他の双務的支援を全体として調整・配分していたのは誰だったか」（108頁）と問い合わせ、「NACの役割が浮かび上がってくる」と指摘しつつも、「それぞれの当事者が独自に利益を追求しながらいわば『合作』した『冷戦体制』の姿」（108頁）がみえてくるとの認識を提示している。

- 27) 須藤 [1998] 335頁、奥田 [1979] 20–21頁、を参照。
- 28) 'From Paris to Foreign Office No.1159, 1st November, 1949', in TNA: T 232/150 Proposals for and Discussions on the Economic "Unification of Europe".
- 29) 'Outward Telegram from Commonwealth Relations Office, 2nd Nov., 1949', in *ibid.*
- 30) 'Outward Telegram from Commonwealth Relations Office, 3rd Nov., 1949', in *ibid.*
- 31) 'From Foreign Office to his Majesty's Representatives, 4th November, 1949', in *ibid.*
- 32) Cf. Kaplan and Schleiminger [1989] , p.31.
- 33) 奥田 [1979], 21–25頁、須藤 [1998], 336–340頁、を参照。なお、ECA案に関してはIMFにおいても議論が起きたが、IMFもEPU設立交渉に参加すべきであるとのギュット専務理事の主張は理事会の賛同を得られなかったと言われている。結局IMFはEPUに関与することではなく、後にみるとBISがEPUの運営にあたることになる。以下を参照。奥田 [1979], 25–30頁、（政治経済学・経済史学会の「欧州統合史フォーラム」主催の研究会<2012年7月28日於横浜>における西川輝の報告「1950年代の国際通貨システムとIMF」）。
- 34) Cf. Fforde [1992] , p.201.
- 35) "Sterling and European Payments", The Economist, March 18, 1950, p.607.

- 36) 「ロンドン為替金融市場の近状」、『東京銀行月報』第2卷第9号、1950年、20頁を参照。
- 37) トムソン・マコースランドの経歴については次を参照。Fforde [1992], p.32.
- 38) 'Sterling Policy', in Bank of England Archive (以下 BoE Archive と略記): ADM 14/28 L. P. Thompson-McCausland, International Payments Committee, File I : April 1949- December 1950.
- 39) Fforde [1992] , p.204.
- 40) Cf. Kaplan and Schleiminger [1989], pp.59–60.
- 41) Hubert-Jacques-Nicolas Ansiaux (1908–87) は、1941~54年にベルギー国立銀行 (National Bank of Belgium) 理事 (Director), 54~57年に同行副総裁、57~71年に同行総裁を務めた。Cf. Fforde [1992], p.125.
- 42) 奥田 [1979], 36–37頁、宮崎礼二 [2007], 197頁、を参照。
- 43) Cf. Fforde [1992], p.210.
- 44) Cf. Survey of United States International Finance, 1950, p.249.
- 45) オブライアンは、1927年にイングランド銀行入行、55–62年に業務局長、62–64年に執行理事 (Executive Director), 64–66年に副総裁、66–73年に総裁を務めた。Cf. Fforde [1992], pp. 212–213.
- 46) Cf. BoE Archive: ADM 14/28, *ibid.*
- 47) ブリッジ (1911–78年) は、1929年にイングランド銀行入行、46–51年に業務局長補佐 (Assistant Chief Cashier), 50–52年のEPU勤務の後、53–57年に市場取引勘定部長 (Principal, Dealing and Accounts Office), 57–63年に副業務局長、63–65年に総裁顧問、65–69年に総裁補佐 (Assistant to the Governors) を務めた。Cf. Hennessy [1992] p.115; Fforde [1992] , p.186.
- 48) コブルスタンは、1932–42年の内国歳入庁勤務の後、42年に大蔵省入省、50–57年に局長 (Under-Secretary) を務めた。Cf. Fforde [1992], p.455.

- 49) 「ヨーロッパ域内決済および相殺協定」（第二次）が6月30日に失効していたことについては、『世界週報』第31巻第44・45合併号、1950年11月、74頁を参照。そこには、7月1日に遡って実施するための技術的な修正が施される前の段階の、7月7日にO E E C理事会が承認した「ヨーロッパ域内決済同盟協定（全文）」が訳出されている（74-83頁）。なお、同誌はE P U協定の調印を「8月19日」と記しているが、本稿はKaplan and Schleiminger [1989]に従って9月19日とした。Cf. Kaplan and Schleiminger [1989], p.87 and p.371.
- 50) 「ヨーロッパ域内決済および相殺協定」（第一次）の業務もBISが引き受けていたが、BISとヨーロッパ域内決済の展開やE P Uとの関係については、矢後[2010]、132-137頁を参照。なお、BISは、周知のようにブレトン・ウッズ会議において解散を勧告されていたが、ヨーロッパ域内決済に関わる機能を担うようになっていく過程で、アメリカにも存続を認められるようになるのである。
- 51) Strange [1971], p.63（本山訳、88-89頁）。
- 52) E P Uの基本的仕組みはについては、以下も参考。Kaplan and Schleiminger [1989], pp.91-96。「E P Uのメカニズム」、『東京銀行月報』第9巻第10号。内田[1976] p.93。西倉[1998] 155-156頁。
- 53) Kindleberger [1984] p.441.

<資料>

The Bank of England Archive:

- ADM 14/28 L. P. Thompson-McCausland, International Payments Committee, File I: April 1949- December 1950.
- C 1/102 Daily Accounts 1957 - 58 Deputy Governor.
- C 1/103 Daily Accounts 1959 - 60 Deputy Governor.
- C 43/31 Exchange Equalisation Account From 15. 1. 51 to 30.6. 58.
- C 43/44 E.E.A/C Gold-Dollar Assets-

- Liabilities From 1. 1. 54 To 31. 10. 57.
- G 1/97 Governor's Files: Exchange Policy
29 Sep 1939-31 Dec 1952.
- OV 44/115 Sterling Area Working Parties
1. 11. 66 - 31. 12. 67.
- The National Archives:
- T 230/255 Devaluation of Sterling.
- T 232/132 Intra-European Trade and Payments.
- T 232/150 Proposals for and Discussions on the Economic "Unification of Europe".
- T 232/211 Proposals for Liberalisation of Trade and Modification of Intra-European Payments Schenme
- T 232/413 Implementation and Problems of Convertibility Arising from the European Payments Union 1952.10/13 - 1954.4/3.
- T 236/817 European Reconstruction, Marshall Plan, London Committee, Working Party to consider Problems of Intra-European Trade and Finance.
- T 236/818 European Reconstruction (Marshall Plan). London Committee, Working Party to consider Problems of Intra-European Trade and Finance.
- T 236/3935 Treasury/Bank Working Party on Sterling Area, Circulated Papers and Minutes.
- T 267/29 Sterling Balances since the War. Bank for International Settlements: Annual Report.
- International Monetary Fund: Balance of Payments Yearbook.
- International Monetary Fund: International Financial Statistics.
- Statistical Abstract for the United Kingdom.
- Central Statistical Office: Annual Abstract of Statistics.
- Mitchell, B. R. (1988) *British Historical Statistics*, Cambridge.
- Survey of United States International Finance,

ヨーロッパ決済同盟（EPU）とポンド交換性回復（1）

1950.

The Economist

『東京銀行月報』

『富士銀行調査時報』

『世界週報』

参考文献

- AINCHILL, PAUL (1951) 「ポンド変動相場論の是非」, 『東京銀行月報』第3巻 第11号。
- 井上伊知郎 (1987) 「西欧諸国の貿易の契約・決済通貨構成について——戦後の双務支払協定との関連において——」, 『産業経済研究』第28巻第1号。
- 内田勝敏 (1976) 『国際通貨ポンドの研究』東洋経済新報社。
- 奥田宏司 (1979) 「EPUの成立とポンド・スターリング——『スターリング地域』のIMF体制への包摂過程」, 『大分大学経済論集』第31巻第1号。
- 金井雄一 (2010) 「英米金融協定と1947年ポンド交換性回復の挫折」第57巻第4号。
- 金井雄一 (2011) 「1949年ポンド切下げの歴史的意義」, 『経済科学』第58巻第4号。
- 菅原歩 (2001) 「マーシャル・プラン期イギリスのポンド政策とスターリング圏」, 『経済論叢別冊 調査と研究』第22号。
- 須藤功 (1998) 「戦後アメリカの対外通貨金融政策と欧州決済同盟の創設」, 廣田功／森建資 編著『戦後再建期のヨーロッパ経済』日本経済評論社, 所収。
- 須藤功 (2008) 『戦後アメリカ通貨金融政策の形成——ニューディールから「アコード」へ』名古屋大学出版会。
- 田中綾一 (1998) 「ポンドスターリングの交換性回復過程：1951–55」, 『立命館国際経済研究』第11巻第2号。
- 西川輝 (2011) 「イギリスのIMF8条国移行を巡るマクロ政策調整, 1952–1961年」, 『歴史と経済』212号。
- 西倉高明 (1998) 『基軸通貨ドルの形成』勁草書房。
- 廣田功 (1998) 「序章 ヨーロッパ戦後再建期研究の現状と課題」, 廣田功／森建資 編著

『戦後再建期のヨーロッパ経済』日本経済評論社, 所収。

星野郁 (2007) 「第7章 欧州通貨統合史」, 上川孝夫・矢後和彦編 (2007) 『国際金融史』有斐閣, 所収。

宮崎礼二 (2007) 「第6章 英米通貨関係史」, 上川孝夫・矢後和彦編 (2007) 『国際金融史』有斐閣, 所収。

矢後和彦 (2010) 『国際決済銀行の20世紀』蒼天社出版。

矢後和彦 (2012) 「世界銀行の対仏借款——ブレトンウッド秩序におけるフランス」, 『早稲田商学』第432号。

Cain, P. J. and A. G. Hopkins (1993), *British Imperialism: Crisis and Deconstruction 1914-1990*, London (木畑洋一・旦祐介訳『ジェントルマン資本主義の帝国II——危機と解体 1914-1990』名古屋大学出版会, 1997年).

Cairncross, Alec (1995), "The Bank of England and the British Economy", in Roberts, Richard & David Kynaston (eds.), *The Bank of England: Money, Power and Influence 1694-1994*, Oxford.

Cairncross, Alec & Barry Eichengreen (1983), *Sterling in Decline*, Oxford.

Capie, Forrest (2010), *The Bank of England: 1950s to 1979*, Cambridge.

Clarke, Peter (1996), *Hope and Glory: Britain 1900-1990*, London (西沢保他訳『イギリス現代史 1900–2000』名古屋大学出版会, 2004年) .

Cohen, Benjamin J. (1971), *The Future of Sterling as an International Currency*, London.

Cottrell, P. L. (1995), "The Bank of England in its International Setting, 1918-1972", in Roberts, Richard & David Kynaston (eds.), *The Bank of England: Money, Power and Influence 1694-1994*, Oxford.

Gardner, Richard N. (1969), *Sterling-Dollar Diplomacy* (new ed.), New York (村野孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史』上・下, 東洋経済新報社, 1973年).

- Fforde, John (1992), *The Bank of England and Public Policy 1941-1958*, Cambridge.
- Hennessy, E. (1992), *A Domestic History of the Bank of England 1930-1960*, Cambridge.
- Hogan, M. (1987), *The Marshall Plan: America, Britain and the Reconstruction of Western Europe, 1947-1952*, New York.
- Kaplan, J and G. Schleiminger (1989), *The European Payments Union: Financial Diplomacy in the 1950s*, Oxford.
- Kindleberger, Charles P. (1984), *A Financial History of Western Europe*, London.
- Mikesell, Raymond F. (1954), *Foreign Exchange in the Postwar World*, New York.
- Milward, A. (1984), *The Reconstruction of Western Europe 1945-51*, London.
- Shenk, Catherine R. (1994) *Britain and the Sterling Area: From Devaluation to Convertibility in the 1950s*, London.
- Shenk, Catherine R. (2010), *The Decline of Sterling: Managing the Retreat of an International Currency 1945-1992*, Cambridge.
- Strange, Susan (1971), *Sterling and British Policy: A Political Study of an International Currency in Decline*, Oxford (本山美彦訳『国際通貨没落過程の政治学 — ポンドとイギリスの政策 —』三嶺書房, 1989年).
- Wright, K. M. (1954), “Dollar Pooling in the Sterling Area, 1939-1952”, *American Economic Review*, vol.XLIV, Sep.

(名古屋大学大学院経済学研究科)